

宍粟市教育委員会規則第 7 号

宍粟市教育委員会教育機関等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

宍粟市教育長      西   岡   章   寿

宍粟市教育委員会教育機関等の組織に関する規則の一部を改正する規則

宍粟市教育委員会教育機関等の組織に関する規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中第 2 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 2 号とし、第 9 号から第32号までを 6 号ずつ繰り上げ、第33号及び第34号を削り、第35号を第27号とし、第36号から第39号までを 8 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。